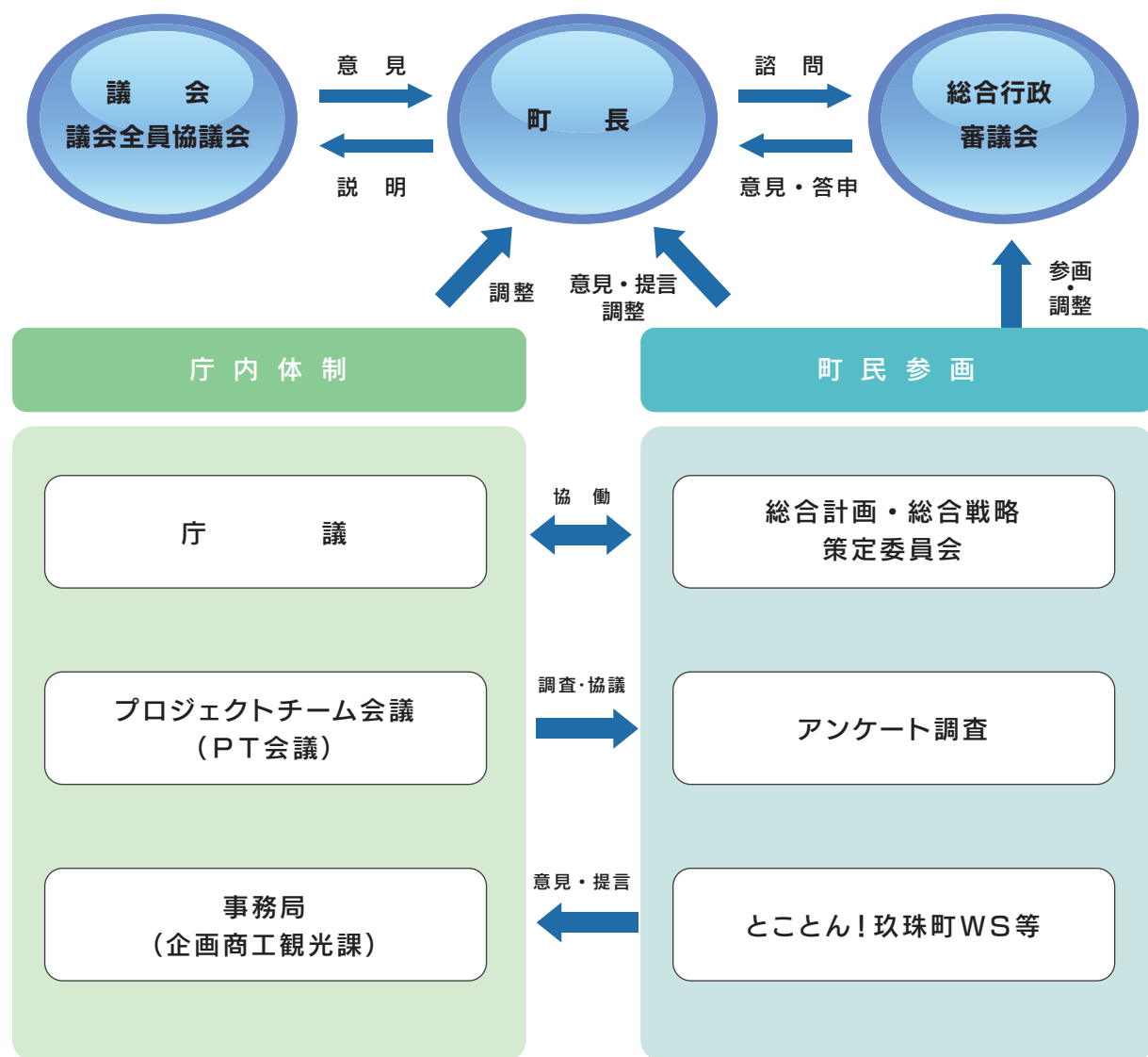


資料編

資料1 策定体制・策定経過

1 策定体制



2 協議組織・策定経過

(1) 総合行政審議会

総合行政審議会委員

(順不同・敬称略)

分野	氏名	所属等	備考
自治委員代表	小幡 弘	自治委員代表者協議会会長	会長
自治委員会代表	金 藤 勝 典	玖珠地区コミュニティ運営協議会会長	
自治委員会代表	加 来 直 幸	森地区コミュニティ運営協議会会長	
自治委員会代表	秋 好 憲 一	北山田地区コミュニティ運営協議会会長	
自治委員会代表	帆 足 博 充	八幡地区コミュニティ運営協議会会長	
社会福祉協議会代表	小田原 利 美	玖珠町社会福祉協議会会長	
老人クラブ代表	志津里 廣 由	玖珠町老人クラブ連合会会長	
民生委員代表	穴 井 道 博	民生児童委員協議会会長	
保育園関係代表	梅 木 八寿子	玖珠町こども園協議会会長	
農業委員会代表	安 藤 慎 八	玖珠町農業委員会会長	
観光協会代表	佐 藤 隆	玖珠町観光協会会長	
消防団代表	繁 田 博 之	玖珠町消防団団長	
商工会代表	原 孝 彰	玖珠町商工会会長	
女性会議代表	齋 藤 ひろ子	くす女性会議代表（事務局長）	
住民代表	佐々木 昌 文	玖珠地区住民代表	
住民代表	和 田 彰 子	玖珠地区住民代表	
住民代表	小 幡 益 広	森地区住民代表	
住民代表	西 門 紀 昭	八幡地区住民代表	

◎ 策定経過

日 程	策 定 経 過 （ 実 施 内 容 ）
令和2年 6月 18日	第1回 第6次総合計画の策定について 第5次総合計画の基本計画施策評価
10月 8日	第2回 第6次総合計画（案）について
令和3年 1月 14日	第3回 第6次総合計画諮問 第6次総合計画（案）について
2月 8日	第4回 第6次総合計画（案）について
2月 12日	第6次総合計画 答申

(2) 総合計画・総合戦略策定委員会

総合計画・総合戦略策定委員会委員

(順不同・敬称略)

部 会	氏 名	所 属 等	備 考
農林業	穴 井 広 高	農業（米、たばこ）	
	穴 井 亮 輔	農業（花卉）	
	松 野 琢 郎	J A 玖珠九重（グリーンプラザ）	
	日 隈 優 太	農業（イチゴ）	
	中 川 和 喜	畜産業	
商・工・観光業	長 尾 嘉 景	中央発条	
	吉 武 琢 磨	地域活動	
	永 松 啓太郎	商工会青年部 部長	
	幸 田 昌 孝	幸華すし	
	小 野 博 美	ポンポンシュシュ（カフェ）	
教育・福祉	高井良 剛	くす星翔中学校 P T A 会長	
	松 尾 理	玖珠園	
	小 野 めぐみ	スポーツ推進委員	
	瀬 戸 美 香	という助産院	
	了 戒 里 絵	社会福祉法人くらっぷ	
町職員	麻 生 将 司	農林課	
	瀧 石 亮 輔	企画商工観光課	
	宝 珠 史 洋	久留島武彦記念館	
事務局	衛 藤 正	企画商工観光課長	
	山 本 恵一郎	企画商工観光課 課長補佐	
	藤 原 潤一郎	企画商工観光課 主査	
	兼 高 正 光	企画商工観光課 主査	
	井 上 智 啓	企画商工観光課 主任	

◎ 策定経過

日 程	策 定 経 過 （ 実 施 内 容 ）
令和 2 年 10 月 2 日	第 1 回 総合計画・総合戦略とは 策定委員会の目的と役割について
12 月 23 日	第 2 回 第 6 次総合計画（案）について （基本構想についてWS）
令和 3 年 2 月 3 日	第 3 回 第 6 次総合計画（案）について 総合戦略について

(3) プロジェクト会議 (PT会議)

プロジェクト会議 (PT会議) メンバー

(順不同・敬称略)

所 属 課	班 名	役 職	氏 名	備 考
総務課	行政班	課長補佐	神 田 裕 一	
総務課	財政班	主幹(統括)	藤 井 正 盛	
総務課	管財班	総括技師	後 藤 聖 和	技師
企画商工観光課	地域力推進班	主幹(統括)	小 野 誠 介	
企画商工観光課	観光振興班	主幹(統括)	秋 吉 正 彦	
企画商工観光課	商工労政・企業誘致班	主幹(統括)	中 島 光 輝	
政策法務課	契約検査班	主査	魚 返 通 人	
税務課	納税班	主査	兼 高 妙 美	
税務課	資産税班	主任	川 邊 太一朗	
福祉保健課	福祉班	主幹(統括)	後 藤 将 典	
子育て健康支援課	子育て支援班	主幹(統括)	畑 中 力	
建設水道課	管理班	課長補佐	宿 利 明 徳	
建設水道課	管理班	総括技師	衛 藤 政 春	技師
農林課	農政班	課長補佐	小 野 英 一	
教育政策課	教育政策班	主幹(統括)	畑 山 靖 明	
社会教育課	社会教育班	課長補佐	高 倉 徹	
農業委員会	農地農政班	主査	繁 田 寿 美	
企画商工観光課	課長	委員長	衛 藤 正	
企画商工観光課	企画政策班	課長補佐	山 本 恵一郎	
企画商工観光課	企画政策班	主査	藤 原 潤一郎	
企画商工観光課	企画政策班	主査	兼 高 正 光	
企画商工観光課	企画政策班	主任	井 上 智 啓	

◎ 策定経過

日 程	策 定 経 過 (実 施 内 容)
平成 31 年 4 月 24 日	第 1 回 設置・全体スケジュール 等
令和元年 6 月 6 日	第 2 回 アンケート調査及び住民意向の把握 等
6 月 26 日	第 3 回 アンケート調査項目 等
8 月 21 日	第 4 回 都市・まちづくりの課題事項整理 等
9 月 26 日	第 5 回 都市・まちづくりの課題事項整理 等
11 月 25 日	第 6 回 都市構造の分析・アンケート調査結果 等

日	程	策 定 経 過 (実 施 内 容)
令和元年	12月 13日	第7回 将来都市像の在り方 等
令和2年	1月 9日	第8回 将来都市像・基本方針の確立 等
	1月 23日	第9回 総合戦略との連携 等
	2月 21日	第10回 都市計画の全体構想 等
	3月 13日	第11回 都市計画の全体構想・都市の主要課題整理 等
	4月 23日	第1回 全体構想等の振り返り・スケジュール 等
	5月 26日	第2回 総合計画との連携 等
	7月 9日	第3回 都市計画地域別構想 等
	7月 31日	第4回 都市計画地域別構想 等
	8月 24日	第5回 都市計画地域別構想 等
	12月 1日	第6回 都市計画地域別構想・誘導区域設定 等
	12月 17日	第7回 地域別構想・誘導区域設定 等
令和3年	1月 6日	第8回 都市機能維持・充実・配置について 等
	1月 25日	第9回 都市計画 MP 及び立適の全体取りまとめ状況
	2月 17日	第10回 全体計画のとりまとめ

(4) 議会全員協議会

日	程	策 定 経 過 (実 施 内 容)
令和2年	6月 23日	総合計画の説明 第5次総合計画の評価等
	9月 29日	第6次総合計画（案）の策定経過 スケジュール報告
	12月 15日	第6次総合計画素案の説明
令和3年	1月 18日	第6次総合計画（案）について
	2月 16日	第6次総合計画の修正について

(5) とことん! 玖珠町WS

日	程	実施内容・テーマ ～サブテーマ	参加者
令和2年	5月 12日	第1回 成果発表シンポジウム	26名
	7月 24日	第2回	20名
		第3回 ファシリテーター研修会	
	9月 19日	第4回 美山高校ワークショップ	46名
	9月 20日	第5回 ～みんなで創る くすまちの未来	26名
	11月 20日	第6回 スポーツでまちづくり～スポーツで町を盛り	20名
	11月 21日	第7回 上げよう、健康スポーツを始めよう	15名
	12月 26日	第8回 つくろう町の関係人口	29名
	12月 27日	第9回 ～顧客視点によるワークショップ	13名
令和2年	1月 30日	第10回 美山高校ワークショップ～フリースペースの	22名
	1月 31日	第11回 設置、出張美山マルシェ	11名

資料2 諮問・答申

企第011301号

令和3年1月14日

玖珠町総合行政審議会
会長 小 幡 弘 様

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町第6次総合計画について（諮問）

玖珠町総合計画策定条例第4条の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

企第011301号

令和3年1月14日

玖珠町長 宿 利 政 和 様

玖珠町総合行政審議会
会 長 小 幡 弘

玖珠町第6次総合計画の策定について（答申）

令和3年1月14日付け企第011301号で本審議会に諮問のあった「玖珠町第6次総合計画（案）」について、当審議会の意見は下記のとおりであります。

記

本審議会は、慎重に審議した結果、この計画を長期展望にたった本町の指針として、ここに「玖珠町第6次総合計画（案）」を答申します。

なお、計画推進にあたっては、本審議会の答申を尊重されるとともに、次の事項について格別の配慮をされるよう申し添えます。

- (1) 本計画を推進するにあたっては、この計画の趣旨、内容を広く町民及び関係団体等に周知を図り、速やかに達成を目指すため、幅広い町民の理解と協力のもと、その実現に努めること。
- (2) 各計画の実現を期するため、各部署が真摯に対応し、執行体制の充実を図るとともに、財政の健全化に留意した実施計画を速やかに策定し、着実な実現に努めること。
- (3) 本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、適切な事業の評価・検証・公表を行い、時代に即した柔軟な事業展開に努めるとともに、随時計画の見直しを行うこと。

資料3 SDGsの取組について

1 SDGs(17の目標)の概要

概 要	
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

	概要
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、住民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

参考：一般社団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－」

2 SDGs(17の目標)に対応した計画施策体系

基本理念	基本施策	重点施策	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 
			1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉
次代を担う子どもとともに、未来をつくるまち く住んでよかった童話の里く	基本施策1 地域に活力があるまちづくり	施策1-1 町民協働・地域コミュニティの充実			
		施策1-2 まち・地域づくりの担い手の育成			
		施策1-3 移住・定住の促進			
		施策1-4 関係・交流人口の創出			
	基本施策2 健やかに自分らしく生きるまちづくり	施策2-1 健康づくり・保健衛生の充実			●
		施策2-2 地域福祉の充実	●		●
		施策2-3 子育て支援の充実	●		●
		施策2-4 高齢者福祉の充実	●	●	●
		施策2-5 障がい者福祉の充実	●		●
	基本施策3 未来へつなぐ、ひとづくり	施策3-1 幼児・学校教育の向上と青少年の健全育成			
		施策3-2 生涯学習の推進			
		施策3-3 文化財の保護と活用			
	基本施策4 にぎわい・活気を興すしごとづくり	施策4-1 農林業の振興		●	
		施策4-2 商工業の振興	●		
		施策4-3 観光の振興			
	基本施策5 住み続けたいまちづくり	施策5-1 住環境の整備 (公共交通・道路・上下水道・情報通信基盤)			
		施策5-2 循環型社会・環境保全の取組			
		施策5-3 土地利用・景観保全の取組			
		施策5-4 生活環境の取組 (住宅・新しい生活様式・公園・緑地)			
		施策5-5 防災・消防・減災・事前復興の取組			
		施策5-6 防犯対策、交通安全対策			
	基本施策6 ともに明日を築くまちづくり	施策6-1 健全な行財政運営			
		施策6-2 適正な公共施設等の管理運営			



持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、国内でも各地で取り組みが進められています。

〈 基本計画におけるSDGsの考え方 17の目標と施策の関係 〉

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 清潔な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任、消費の責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	パートナーシップ
						●						●	●
●							●					●	●
				●	●		●					●	●
					●							●	●
						●						●	●
	●					●						●	●
						●						●	●
				●		●						●	●
●													
				●									●
		●	●	●	●			●	●	●	●		
	●			●	●			●					
				●	●		●	●					●
		●			●		●			●			
			●		●		●		●		●	●	●
			●		●		●				●	●	●
		●		●	●		●				●	●	●
							●		●			●	●
					●	●	●					●	●
					●	●	●						●

資料4 用語説明

あ行

◆空き家情報バンク制度 (P.47)

空き家の売却、または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、玖珠町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。

◆域内経済の循環 (P.81)

地域が地域の特徴や遊休資源を有効に活用し、地域間の交易を活発化させることで新たな需要(付加価値)を創出し、すべての地域において経済循環の流れを太くするもの。

◆一般世帯 (P.9)

住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯のこと。

◆オープンデータ化 (P.88)

誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布等ができるデータとして公開すること。様々な公共のデータを、ユーザ(住民、民間企業等)に有効活用していただき、社会経済全体の発展に寄与することを目的として取り組まれています。

か行

◆関係人口 (P.22)

その地域と何らかの関わりがある人の数。以前住んでいた、ふるさと納税制度を通じて寄付をした等、様々なかたちで、その地域とのつながりを持つ人の総数。

◆喫緊 (P.58)

さしせまって大切なこと。

◆享受 (P.86)

受け取って自分のものにすること。ここでは、新たな技術による利便性や効率化等を受け取り、自らの暮らしをよりよいものとしていくことを表します。

◆協働 (P.5・30ほか)

異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、ともに汗をかいて成果を出すこと。

◆グリーンツーリズム (P.78)

農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

◆経常収支比率 (P.15)

人件費、公債費等の経常的な経費に地方税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合。財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があることを示します。

◆ゲートキーパー (P.54)

悩んでいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられています。

◆交流人口 (P.22)

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客等

◆高齢単身世帯 (P.10)

65歳以上の単独世帯。

◆高齢夫婦世帯 (P.10)

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。

◆コミュニティ・スクール (P.67)

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

◆コミュニティバス (P.87)

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

◆コンパクトシティプラスネットワーク (P.92)

少子高齢化と人口減少に備え、コスト削減と利便性の両立のため、都市機能の集約等を進めるコンパクトシティが政策と公共交通網の再構築をはじめとするインフラネットワークの構築による都市再整備を組み合わせて実現しようというもの。

さ行

◆財政調整基金 (P.14)

地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害等必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するもので、地方財政法に規定されています。

◆サイン整備 (P.74)

地域をわかりやすく案内することができるサインを景観及び関連する法律等に配慮した内容で整備すること。良好な景観を創出すること、地域らしさを表現することにより、快適で豊かなまちづくりを目指すことを目的に実施するもの。

◆参画 (P.42)

事業や政策等の計画段階から関わること。

◆次期移動通信システム5G(第5世代移動通信システム) (P.89)

1G、2G、3G、4Gに続く国際電気通信連合が定める規定IMT-2020を満足する無線通信システム、「超高速・大容量通信」、「多数同時接続」、「超低遅延」であり、IoTの実現等、これからの暮らしの様々な場面で活用が期待されています。

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) (P.22)

一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

◆事前復興 (P.36)

災害が発生した際のことを想定し、被害を最小化につなげる都市計画やまちづくりを推進すること。今日、市町村における防災事業の推進の中で主要事業である減災や防災のまちづくりの一環として行われる取組の1つ。

◆実質公債費比率 (P.15)

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上になると単独事業のために地方債を発行することができなくなります。

◆市民後見人 (P.61)

一般の市民による後見人であり、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。

◆就労継続支援A型 (P.64)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

◆就労継続支援B型 (P.64)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

◆水源涵養 (P.76)

大雨が降った時の急激な増水を抑え(洪水緩和)、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする(水資源貯留)など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能です。より広い意味では、水質浄化を含みます。

◆スマートデバイス (P.25)

パソコンのような従来からある汎用のコンピュータ製品以外で、通信機能やコンピュータを内蔵し、ソフトウェアによる高度な情報処理機能を利用できる電子機器の総称。明確な定義はありませんが、スマートフォン等が該当します。

◆性自認 (P.24)

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもあります。

◆総合型地域スポーツクラブ (P.73)

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。て成果を出すこと。

た行

◆男女共同参画社会 (P.51)

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のこと。
地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

◆地域運営組織 (P.22)

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

◆地域共生社会 (P.21)

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず地域で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。

◆小さな拠点 (P.22)

複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

◆地産地消 (P.68)

地域で生産された食用の農林水産物を、その生産地域において消費するという取組。

◆町内総生産 (P.13)

1年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいいます。これは、町内の生産活動に対し、各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から中間投入(原材料、光熱費等の経費)を控除したものです。

なお、ここでいう「生産」には、農業、製造業等の物的生産のほか、卸売り・小売業、金融・保険業等のサービス生産や、農業や水産業等で自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居(持家)のサービス等本来貨幣交換を伴わないものも含まれます。

◆デジタルトランスフォーメーション (DX) (Digitaltransformation) (P.95)

単なるデジタル化やIT化ではなく、デジタル技術を手段として用い、事業や働き方に革命的な変化をもたらすこと。デジタル技術を手段とし、ワークスタイルやライフスタイルの変革、市場開拓、新たな価値の創造を実現する意味合いを持っています。

◆特定空家等 (P.95)

空き家のうち、放置することが不適切な状態にある建物(その敷地を含む)のこと。次の状態にある場合が該当します。

- ・空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

な行

◆日本遺産 (P.75)

地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。

は行

◆ファーマーズスクール (P.48)

農業経験がない人でも就農するために必要な技術や知識を身につけることが可能で、技術習得のための実習及び座学、学んだことを自らが管理するほ場(農地)で実践する模擬営農で構成されています。

◆フィールドワーク (P.65)

文献から情報を得る方法に止まらず、自ら現場に出て調査する手法のこと。

◆不感地域 (P.89)

電波の届かない地域あるいは電波の送信が規制されている地域。

◆ふるさと納税 (P.49)

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度。

◆フレイル (P.60)

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

◆ヘイトスピーチ (P.65)

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、障がいといった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して、攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

ま行

◆モニタリング (P.66)

対象の状態を連続的あるいは定期的に観察・記録し、継続的に監視し続けること。

や行

◆やばけい遊覧 (P.75)

中津市と共同で申請し平成29年度に認定を受けた日本遺産。大正時代に観光資源として注目を集めた耶馬溪の観光と景観を守ってきた人々の想いを一つのストーリーとしてまとめたもの。

◆遊休施設利活用ガイドライン (P.104)

玖珠町において中学校統合等により利活用等が求められる遊休施設があります。そのため「旧中学校跡地の利活用に向けた基本的な考え方」や「積極的な遊休施設利活用」を目的とした指針となるものです。

ら行

◆ライフスキル (P.53)

日常生活に生じるさまざまな問題や要求に対して、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力。

◆臨時財政対策債 (P.14)

地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が負担します。

英数

◆DV (ドメスティックバイオレンス) (P.46)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

◆IoT (モノのインターネット) (P.23)

人を使わずモノが自動的にインターネットとつながる技術のことを表します。

◆LGBT (P.24)

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の1つ。

◆PDCAサイクル (P.36)

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理等の管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

◆Society5.0 (P.23)

AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の革新技术をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿とされています。

◆UIJターン (P.82)

Uターン、Iターン、Jターンの総称、Uターンは地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることに、Iターンは都市部から出身地とは違う地方に移住して働くこと、Jターンは生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後、故郷に近い地方都市に移住する人口還流現象のこと。

玖珠町第6次総合計画

令和3年3月 発行

発 行 玖珠町

編 集 玖珠町 企画商工観光課

〒879-4492

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

TEL 0973-72-1111(代) FAX 0973-72-0810

ホームページ <https://www.town.kusu.oita.jp/>

大分県 玖珠町

